

更新日:

担 当 : 計画課 森林施業調整官

名 称	西ノ川山トガサワラ(遺伝資源)希少個体群保護林		
面 積	7.88 ha	設定年月日	大正 5年8月
		変更年月日	平成30年4月
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び	高知県安芸市に所在する。 安芸森林管理署管内 美舞谷山国有林 35林班ろ小班 伊尾木川流域の伊尾木川ダム近くに位置する。		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	標高約450～780mに位置し、暖温帯に属する。 トガサワラのほか、ヒノキ、アカマツ、モミ、ツガ、アカガシ等が生育している。 希少種のトガサワラ(環境省レッドリスト(2015年)の「絶滅危惧ⅠB類(EN)」、高知県レッドリスト(2010年)の「絶滅危惧Ⅱ類(VU)」)が生育している。		
保護・管理及び利用に関する事項	トガサワラの個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。また、一時的な裸地出現等、遷移課程における攪乱が対象個体群の持続的な生育に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができる。 必要に応じ、(ア)学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、希少種の保護、その他公益上の事由により必要と認められる行為 (イ)山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 (ウ)鳥獣・病虫害被害及び移入種対策として必要と認められる行為 (エ)学術研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置 (オ)危険木、被害木の伐倒・搬出 (カ)標識の設置等 (キ)その他法令等の規定に基づき行うべき行為、を行うことができる。		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林【森林法】		
その他留意事項	大正 5年8月 学術参考保護林を設定 平成 2年3月 西ノ川山トガサワラ林木遺伝資源保存林に名称変更 平成30年4月 西ノ川山トガサワラ(遺伝資源)希少個体群保護林に名称変更		